

「節税商品の最後の砦??？」

最近の税制改正の流れ

最近の税制改正では節税商品の封じ込めが連続しています。

税制改正の年度	封じられた節税
令和 4 年度	足場やドローンやLED照明などの10万円未満の消耗品を使った節税
令和 5 年後	コインランドリーや暗号資産のマイニングを使った節税

このような改正がされ、改正前は節税（単に法人税などの繰り延べにしかすぎませんが）に使えた節税商品が使えなくなっています。このような流れを考えると、令和 6 年度の税制改正でも何らかの「節税商品の封じ込め」が行われる可能性があります。

現状の税法では使える節税商品

この中で私が「改正される可能性あり」と考えているものが次のような節税商品です。

- ・中古の減価償却資産を購入（耐用年数 2 年、定率法で償却）
- ・事業年度の初月に購入（購入価額の全額が損金となるため、100%償却）
- ・これをレンタルに出し、数年間のレンタル料を得た後に売却（「レンタル料+売却代金=購入価額×105%」の予想）

具体例で考えてみましょう。

- ・投資額: 2,000 万円
- ・毎期のレンタル料: 300 万円×3 年間=900 万円
- ・レンタル後の売却代金: 1,200 万円
- ・レンタル料の合計額+売却代金=2,100 万円

これを時系列で考えると、次の表のとおりとなります。

事業年度	計算	損益
投資	レンタル料 300 万円	▲1,700 万円
事業年度	▲償却費 2,000 万円	
次年度	レンタル料 300 万円	+300 万円
次々年度	レンタル料 300 万円	+300 万円
次々々年度	売却代金 1,200 万円	+1,200 万円

税制改正の可能性

最近の税制改正の流れから令和 6 年度の税制改正で規制される能性がありますが、この改正が実現したとしても、令和 6 年 4 月 1 日以後の取得分だけが対象になる可能性が高いでしょう。

なお、みなさんの会社が「期首の段階で今期も確実に利益が出る見込み」、「上記のような節税商品で節税したい」という状況ならば、「期首の段階でこの節税商品を購入し、レンタルを開始しないと、全額（12 か月分）の減価償却費が計上できないのです。

節税商品に対する私見

もちろん、このような節税は単なる税の繰延べですし、最後の売却する事業年度で役員退職給与や修繕費などの多額の損金と相殺できなければ繰り延べた収益は課税されます。数年間お金を寝かせたにも関わらず、お金は大して増えていません。だから、やるべきかどうかは意見が分かれるところです。

個人的には①生命保険、必要な設備投資などで損金を作る、②これ以外の対策はやらずに納税する、③税引き後のお金を事業投資する、株式や証券投資信託などに金融投資する、④節税ありきではなく、税引き後のお金をいかに増やすか？ということにもっと注力すべき、というのが「私の本音」ではあります。

まとめ

しかし、世の中には「それでも節税したい」というニーズもあるので、この場合はこのような節税商品を提案することもあります。みなさんの会社が上記の状況ならば、期首の段階で投資をしなければならないのです。減価償却費を利用した節税である以上、月数が経てば経つほど、その効果は薄くなるのです。

「節税」というと、どうしても決算の数字がある程度見えてきた期末付近に考えて実行することが多いでしょう。ただし、今回の内容を前提とするならば、期末付近になってからではもう間に合わないのです。早めに検討、対策しておくことが重要なのです。

夏季休暇がある場合は、事前取引先にお知らせするとともに、取引先の休暇状況も確認しておきましょう。

所得税の予定納税額の減額申請

7 月は所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が 15 万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されています。

熱中症対策

この時季になると、屋外作業等で熱中症が発生しやすくなります。具体的な熱中症対策について、総務省消防庁や環境省の情報も参考にしておきましょう。

夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する企業は、事前取引先に日程の通知をすると同時に、先方の休暇の有無（ある場合は日程）の把握をしておきましょう。また、社内全体で一斉に休暇を取る場合は、主に次の対策をとっておきましょう。

- ◆防犯・防火対策 → 専門業者に依頼するのか、社内で当番を組むのか等の対策をしましょう。
- ◆郵便など配達物の扱い → 郵便局には休暇中の郵便物の配達を休止し、休暇明けに一括で受け取ることができるサービスを受けるための所定の届出用紙があります。今までにこのサービスを受けたことがない場合は、最寄りの郵便局へ問い合わせしてみましょう。
- ◆休暇中に出勤する社員の把握
- ◆社員の休暇中の連絡先の把握 → 緊急連絡に備えておきましょう。

セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！
たった 5 年で売上が 7 倍<7 億円>に！
幹部と一緒に作る！！

経営計画書作成セミナー

- 経営計画を立てると会社が生まれ変わる！
- ◎専門家がマンツーマンで丁寧に教えます！
- ◎何でも質問OKです！

日程 2023 年 07 月 25 日(火)

時間 10 時～17 時（受付 9 時 45 分～）

会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします
参加料 30,000 円（税抜）【定員 5 社様】

*おひとり様追加毎に +5,000 円(税抜)となります。

お問い合わせ TEL : 097-529-5757 高山
申し込みフォーム：

https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0ziblyPjigL_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit



事務所紹介

HAPPY BIRTHDAY

*6月2日(金) 6月誕生会

6 月生まれの方を事務所全員で祝いました。所長よりプレゼントの贈呈がありました。



Blog と Facebook で事務所の様子や職員の日常を紹介しています！
どうぞご覧ください。

Facebook



HP



Instagram



プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話 : 097-529-5757 (総務通信担当者宛) メール : soumu@ideasoken.jp